

第 16 回 水 戸 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

会長 笹沼恭一は、令和6年10月11日午前9時30分、水戸市農業委員会総会を水戸市本庁舎5階農業委員会室に招集した。

出席委員（24名）

1 番 岡 田 幸 一	2 番 松 橋 裕 子	3 番 笹 沼 恭 一
4 番 市 村 正 司	5 番 安 藏 久 男	6 番 飛 田 信 広
7 番 小松崎 陽 子	8 番 一 木 克 昭	9 番 安 邦 弘
10 番 皆 川 晃	11 番 吉 澤 勇	12 番 大 圖 金 雄
13 番 軍 地 美 代	14 番 渡 邊 京 子	15 番 外 岡 健 寿
16 番 雨 貝 裕	17 番 関 成一	18 番 高 安 幸 一
19 番 雨 谷 克 己	20 番 深 谷 泉	21 番 今 関 征 一
22 番 浅 井 紘 一	23 番 加倉井 幸 夫	24 番 高 橋 基

欠席委員（なし）

事務局

事 務 局 長 吉 川 正 浩	次 長 岩 間 雅 徳
次 長 補 佐 海 野 尚 史	農 地 係 長 谷 津 知 一
農 地 係 塚 田 一 平	農 地 係 野 村 俊 貴

内 容

1. 議事

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可について
- 議案第4号 農用地利用集積計画の決定に係る承認について
- 議案第5号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取について

2. 報告

- 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する受理について
- 報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について
- 報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

て

報告第4号 制限除外の農地の移動届について

報告第5号 登記官等からの地目確認照会に係る原状回復命令を発する有無について

報告第6号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について

会 議 の 概 要

事務局 皆様、おはようございます。

総会の前に、事務局から報告がございします。

事務局 すみません。会議が始まる前に皆様の時間を頂戴いたしまして、事務局から1点だけ報告事項がございします。

茨城県農業会議が事務局となっております県内の女性農業委員で組織されるいばらき農業委員会女性協議会というものがございします。去る7月30日に第20回の総会が開催されまして、その中で役員の改選があり、本市の軍地農業委員が副会長に選任されましたので、皆様にご報告させていただきます。

軍地委員 精一杯務めさせていただきます。ありがとうございました。

事務局 それでは、ただいまから総会を始めたいと思います。

それでは、会長、よろしくお願いします。

議 長 皆さん、おはようございます。

10月1日に茨城県農業会議の県への要望と国への要望ということで、大井川知事に要望書を渡してきました。その中で、知事がたまたま米の政策について言及しまして、確かに本年は、農家の皆様が本当にやっと息がつけるかなという良い値段となりました、ただそれが、知事は、この項目は削除したほうがいいんじゃないというようなことを冗談めいて言ったのですが、今回の米価が来年も再来年もずっと続けばいいことなのですが、何らその保障はないですし、やはりこの米に関する基幹産業であります農業の振興と農地等の利用の適正化については、これからもずっと県・国に要望していかなきゃいけないということで、話をしたところであります。

先程、事務局から話がありましたように、当農業委員会にとっては、軍地委員が今回の改選でいばらき農業委員会女性協議会の副委員長という立場になりましたので、これから活躍を期待したいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから第16回総会を開催いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は全員であります。よって、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、会議が成立いたしますことをご報告いたします。

続きまして、議事録署名人の選出についてお諮りいたします。

いかがいたしましょうか。

（「議長一任」の声あり）

議長 ただいま議長一任との声がございましたが、議長が指名することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 それでは、異議なしと認め、議長より指名をさせていただきます。
9番の安邦弘委員、そして10番の皆川晃委員、よろしくお願いいたします。

次に、審議総括表について、事務局から説明をいたさせます。

事務局 第16回総会の農地法許可申請に関する審議総括についてご説明いたします。

お手元の総括表をご覧ください。

農地法第3条の審議案件が10件、農地法第4条の審議案件が4件、農地法第5条の審議案件が25件でございます。

報告事項といたしまして、農地法第3条の3の届出が5件、農地法第4条の届出が5件、農地法第5条の届出が25件、制限除外の農地の移動届出が4件、登記官等からの地目確認照会が1件でございます。

審議案件、報告事項合わせまして79件が本日の審議総括となっております。

説明は以上でございます。

議長 議案に入ります前に、私の担当地区については、関係委員として意見ができませんので、調査の上、代理発言を17番の関成一委員にお願いします。

（「はい」の声あり）

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番，関です。3番，笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当とのことです。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見ですので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第2項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第2項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

加倉井委員 23番，加倉井です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見ですので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第3項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第3項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

加倉井委員 23番，加倉井です。

こちらの案件も調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われますので，皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第4項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第4項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願ひいたします。

雨谷委員 19番，雨谷です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議よろしく願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第5項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第5項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 11番，吉澤です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく
お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見ですので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第6項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第6項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第
2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨貝委員 16番，雨貝です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当だと思われます。皆様のご審議をよろし
くお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見ですので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第7項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第7項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第
2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 20番，深谷です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議よろしく
お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見ですので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第8項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第8項でございますが，契約内容は贈与であります。受人は，隣接地に居住予
定であり，兄から農地を受贈し耕作を引き継ぐため，申請地を受贈し耕作したい旨の
申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を
満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 15番，外岡です。

この件につきまして調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。

補足いたしますが，受人の方は，先月に自己用住宅として5条許可の申請をされて
おります。現在，住宅建築に着手しているということでございます。その住宅の隣接
地を兄から贈与を受けて自給的農家を営みたいというようなことでございます。ご審
議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見ですので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に、第9項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第9項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 12番、大圖です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第10項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第10項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

岡田委員 1番、岡田です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当だと思われますので、皆様のご審議をよろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、市街化の傾向が著しく、宅地が連単していることから、農地区分は第3種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。3番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当とのことです。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、令和5年4月13日に許可を受けておりますが、棟数を増やす計画にするため、計画面積を拡大する事業計画変更願が提出されております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 11番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行令第4条第1項第2号イの例外規定に該当すると思われます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 4番，市村です。

この案件につきまして調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われますので，よろしくお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，議案第3号 農地法第5条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項及び第2項は関連がございますので，まとめて上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第1項及び第2項でございますが，関連がございますので併せてご説明いたします。

契約内容は，第1項及び第2項とも売買でございます。受人は，不動産業を営んでおりますが，市街地に近く，立地条件がいいので，特定建築条件付売買予定地にし，併せて開発工事に伴う作業員用駐車場を設置したい旨の申請でございます。申請地は，宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と思料されます。

なお，第1項は，令和6年8月16日に建売住宅として許可を受けておりますが，特定建築条件付売買予定地に事業計画を変更するため，事業計画変更願が提出されております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番，皆川です。

1項，2項ともに調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

すが、第1項は、3,000平方メートル以上なので、県農業会議に諮問いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。また、農振農用地区域内であるため、除外手続をし、現在除外見込書は出ておりますが、正式な除外通知が出てからの許可となることを申し添えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員 9番、安です。

本件につきまして、調査検討した結果、法令に照らし許可相当であると思われます。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいた

します。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見ですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第5項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や河川に囲まれ、市街化区域に近接した小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。3番、笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当とのことです。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見ですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、第6項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第6項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれ、市街化区域に近接した小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。また、農振農用地区域内であるため、除外手続をし、現在、除外見込書が出ておりますが、正式な除外通知が出てからの許可となることを申し添えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番，関です。3番，笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われるとのことです。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第7項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第7項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と思料されます。以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番，関です。3番，笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当とのことです。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第8項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第8項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。3番、笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当とのことです。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第9項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第9項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。また、農振農用地区域内であるため、除外手続をし、現在除外見込書は出ておりますが、正式な除外通知が出てからの許可となることを申し添えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。3番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当とのことです。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第10項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第10項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。3番、笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当とのことです。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第11項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第11項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。3番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当とのことです。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第12項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第12項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 5番、安藏です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第13項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第13項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、JR水郡線常陸青柳駅から300メートル以内の農地であることから、農地区分は第3種農地と史料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

今関委員 21番、今関です。

この件について調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございます。異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第14項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第14項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高安委員 18番、高安です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第15項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第15項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高安委員 18番、高安です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議お願いします。

す。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見ですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第16項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第16項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。また、農振農用地区域内であるため、除外手続をし、現在、除外見込書は出ておりますが、正式な除外通知が出てからの許可となることを申し添えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見ですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第17項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第17項でございますが、内容は議案書のとおり一時転用申請でございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思量されます。なお、一時転用期間は6か月であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 19番，雨谷です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議よろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第18項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第18項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と思料されます。なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願ひいたします。

雨谷委員 19番，雨谷です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議よろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第19項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第19項でございますが，内容は議案書のとおり是正するため，始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 4番，市村です。

この案件につきまして調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われますので，皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第20項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第20項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 22番，浅井です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますが，ご審議をよろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第21項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第21項でございますが、内容は議案書のとおり一時転用申請でございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。なお、一時転用期間は3か月であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 22番、浅井です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第22項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第22項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 15番、外岡です。

この件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第23項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第23項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 15番、外岡です。

この件につきましても調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第24項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第24項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 15番、外岡です。

この件につきましても調査検討をいたしました。法令に照らし許可相当と思われます。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第25項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第25項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 12番、大圖です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第4号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてを上程いたします。

事業担当課から説明をいたさせます。

事業担当課 農政課担当よりご説明させていただきます。

お手元の資料、別紙1をご覧ください。

それでは、議案第4号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてご説明いたします。

それでは、令和6年農用地利用集積計画書(案)の集計表にて内容を申し上げます。表の1段目から4段目、それぞれの期間ごとの設定については、各自でご確認ください。

さい。今回の設定面積の合計につきましては、田が1万9,657平方メートル、畑が0平方メートル、設定者5名、取得者3名、利用権設定日は、令和6年10月18日または令和6年11月1日を予定しております。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法に定める各要件を満たしていると考えます。

議案第4号につきましては、説明は以上でございます。

議 長 ただいま事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長 それでは、承認することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することで決定いたします。

次に、議案第5号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取についてを上程します。

事業担当課から説明をいたさせます。

事業担当課 お手元の資料、別紙2をご覧ください。

それでは、議案第5号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取についてご説明いたします。

説明の前に訂正がございます。令和6年農用地利用集積等促進計画（一括方式）案の集計表の右から2列目の賃借権等設定予定年月日の日付が令和6年11月1日となっておりますが、令和6年12月1日が正しい設定予定年月日となります。訂正しておわびいたします。

それでは、ご説明いたします。

令和6年農用地利用集積等促進計画（一括方式）案の集計表について内容を申し上げます。

表の1段目から3段目、それぞれの期間ごとの設定については、各自でご確認ください。今回の設定面積の合計につきましては、田が設定面積1万4,775平方メートル、畑が設定面積6,699平方メートル、設定者9名、取得者5名でございます。賃借権等の設定日は、令和6年12月1日に予定されております。また、個別の農用地利用集積等促進計画につきましては、次のページ以降に記載しておりますので、各自でご確認ください。

以上につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

議案第5号につきましては、説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、意見なしで回答することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのございますので、異議なしと認め、意見なしで回答することに決定いたします。

ここで、担当者は退席します。

(担当者退席)

議 長 次に、報告事項について、事務局から説明をいたさせます。

事務局 報告についてご説明いたします。

お手元の水戸市農業委員会報告事項をご覧ください。

報告第1号、報告第2号、報告第3号にある農地法第3条の3、第4条、第5条の届出等の内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類を含め完備しておりましたので、事務局長専決により全項受理通知書を交付いたしました。

報告第4号、報告第5号、報告第6号につきましても資料のとおりでございます。説明は以上でございます。

議 長 以上をもちまして第16回総会を閉会いたします。

ご審議をいただきましてありがとうございました。

閉会 午前10時10分